

利益相反管理方針

当社は、当社が行う運用等の業務においてお客様の利益を不当に害することのないよう、以下の方針および親会社である朝日生命保険相互会社の定める利益相反管理方針に従い、お客様との間で利益相反のおそれがある取引等について適切な管理を行います。

1. 管理対象と管理方法

本方針において管理対象とする利益相反のおそれがある取引等とは、当社がお客様からお預かりした資産（以下、「受託資産」といいます。）の運用等に関し行う業務において、当社またはグループ会社とお客様との間、またはお客様相互間で、利益が相反する状況をいいます。

当社において管理対象とする利益相反のおそれがある取引等およびその管理方法は以下のとおりです。

なお、管理対象とする事項とその管理方法については、定期的に見直しを実施します。

(1) 議決権行使に関する利益相反

受託資産に組み入れた株式には、当社または当社グループ会社と関係の深い企業（以下、「利益相反管理先」といいます。）の発行するものが含まれている場合があります。こうした場合においても、適切な議決権の行使が行えるよう国内株式株主議決権行使ガイドライン等の社内ルールに基づき以下のとおり管理します。

- ① 利益相反管理先である投資先企業の議決権行使について、運用部門による議決権行使判断をコンプライアンス部門および責任投資監督委員会の委員が検証する等のプロセスを整備し利益相反を回避します。
- ② 受託資産に係る個別企業及び個別議案ごとの議決権の行使結果を、当社ホームページにおいて開示することにより牽制を図ります。

(2) 売買執行に関する利益相反

受託資産の運用を行う際に、当社との取引関係等を考慮した発注を行わないよう、発注先の選定基準を定め、当該選定基準に基づき、最良と判断した条件で売買の執行を行います。

(3) 商品組成に関する利益相反

商品の組成に当たり設定する報酬について、不当にお客様の利益を害するものとならないよう、商品開発にかかるプロセスを整備し管理します。

(4) 情報管理に関する利益相反

お客様に対する営業活動等が、グループ会社との取引関係を利用して不当に行われないう、お客様から同意をいただくことなく、お客様に関する情報をグループ会社と共有することを禁止しています。

(5) 当社・役職員等の自己取引および受託資産相互間取引等に関する利益相反

受託資産を運用する際に得た情報の不当な利用が生じないよう、当社および当社の役職員等が自己の計算で行う株式等の取引については、社内ルールを定め管理します。また、

受託資産相互間の取引等、法令上規制されている取引等に関しては、社内ルールを整備し管理します。

2. 管理体制

お客様との間で利益相反のおそれがある取引等に対しては、利益相反管理規程等の社内規程に基づき、チーフ・インベストメント・オフィサーおよび各部署の所属長を利益相反管理責任者、コンプライアンス・オフィサーを利益相反管理統括者とし、コンプライアンス委員会、責任投資監督委員会、責任投資委員会等を通じて、継続的な管理を行います。